

○ 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。

昭和26年(1951年)に制定された社会福祉事業法(現在の社会福祉法)に基づき、全ての都道府県・政令指定都市・市町村に設置されています。

省略して「社協(しゃきょう)」とも呼ばれています。

社会福祉協議会は、それぞれの都道府県、市区町村で、地域に暮らす皆様のほか、民生委員児童委員、社会福祉施設等の社会福祉関係者、保健・医療・教育などの関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動を行っています。

災害に関する活動

地震・台風・大雨・津波など自然災害時に被災者の生活を支援する活動で、平時では、防災・減災の広報啓発などの活動を行います。

人命救助等の緊急的な対応は、行政や医療機関の役割となります。災害の復興・復旧時には災害ボランティアは被災住民の大きな力になります。

災害は起こってほしくないことですが、いざという時に自分にできることを日頃から考えておくことも重要です。

佐賀県社会福祉協議会と地域の市町社会福祉協議会とともに災害ボランティアセンターを立上げ、被災者のニーズに応じたボランティア活動による支援

災害発生時に即座に対応し、地域間で助け合う災害ボランティアの体制を確立するため、市町域及び県域の関係諸機関・団体のご協力と幅広い県民の皆様の参加を得て、私たちは「佐賀県民災害ボランティアセンター」を設立しました。

災害時はもとより平常時の諸活動を通して、県民誰もがお互いに助け合い支え合いながら、安心して心豊かに、暮らし続けることができる地域社会の実現を目指します。



